

# 大分大学地域連携プラットフォーム推進機構リカレント教育プログラム委員会細則

令和5年8月21日制定

令和5年学内共同教育研究施設等細則第4号

## (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学地域連携プラットフォーム推進機構規程（令和5年学内共同教育研究施設等規程第1号）第9条第2項の規定により、大分大学地域連携プラットフォーム推進機構リカレント教育プログラム委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) リカレント教育プログラム（おおいた地域連携プラットフォームに関するものに限る。以下同じ。）の企画提案に関すること。
- (2) リカレント教育プログラムに係る担当講師の選定に関すること。
- (3) リカレント教育プログラムの管理に関すること。
- (4) その他リカレント教育プログラムの構築及び実施に関し必要な事項

## (構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 機構長
  - (2) 学長が指名する学長特命補佐
  - (3) 学長が指名する学長補佐
  - (4) 経済学部教務委員長
  - (5) 理工学部教務委員長
  - (6) 機構のコーディネーター
  - (7) 学生支援部長
  - (8) 教育支援課長
  - (9) その他委員会が必要と認める者
- 2 前項第9号の委員は、機構長が指名する。

## (任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

## (会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員が、やむを得ない事由により委員会に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員が指名した代理者を委員会に出席させることができる。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (議事の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

- 2 前項の議事については、前条第3項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の会議において報告しなければならない。

(委員以外の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第9条 委員会は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学生支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、令和5年8月21日から施行する。